

平成19年3月28日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 澤村勝也

平成14年(ワ)第11728号 配転無効確認等請求事件(第1事件)

平成15年(ワ)第1209号 配転無効確認等請求事件(第2事件)

平成15年(ワ)第11239号 配転無効確認等請求事件(第3事件)

## 判 決

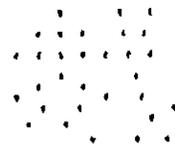
原 告 田 井 活 夫 ほか22名

被 告 西日本電信電話株式会社

(詳細は、別紙当事者目録のとおり)

## 主 文

- 1 原告後藤の訴えのうち、被告大阪支店(茨木)に勤務すべき労働契約上の義務がないことの確認を求める訴え及び被告大分支店において勤務すべき労働契約上の地位にあることの確認を求める訴えをいずれも却下する。
- 2 被告は、原告神野に対し、80万円及びこれに対する平成15年2月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告市田に対し、40万円及びこれに対する平成15年2月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告村上に対し、80万円及びこれに対する平成15年2月20日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 5 原告神野、同市田及び同村上のその余の請求、並びにその余の原告らの請求(原告後藤の第1項記載の訴えに係る請求を除く。)を、いずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、次のとおりの負担とする。
  - (1) 原告神野に生じた費用は、その3分の1を被告の負担とし、その余を原告神野の負担とする。



- (2) 原告市田に生じた費用は、その6分の1を被告の負担とし、その余を原告市田の負担とする。
- (3) 原告村上に生じた費用は、その3分の1を被告の負担とし、その余を原告村上の負担とする。
- (4) その余の原告らに生じた各費用は、いずれも各原告らの負担とする。
- (5) 被告に生じた費用は、その30分の1を被告の負担とし、その36分の1を原告神野の負担とし、その30分の1を原告市田の負担とし、その36分の1を原告村上の負担とし、その余をその余の原告らの負担とする。
- 7 この判決は、第2ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 当事者の求めた裁判

#### 1 原告ら

##### (1) 原告後藤（原告4）について

ア 訴えの交換的変更前の請求の趣旨（被告は、原告後藤（原告4）の訴えの変更について異議を述べているため、この部分については訴えの取下げがされていないと解する。）

原告後藤（原告4）が、被告大阪支店（茨木）に勤務すべき労働契約上の義務がないことを確認する。

##### イ 訴えの交換的変更により追加された請求の趣旨

原告後藤（原告4）が、被告大分支店において勤務すべき労働契約上の地位にあることを確認する。

##### (2) 全ての原告ら（原告後藤（原告4）を含む。）について

被告は、原告らに対し、各300万円及びこれらに対する第1事件原告ら（原告1～4）については平成14年11月29日から、第2事件原告ら（原告5～22）については平成15年2月20日から、第3事件原告